

○廿日市市パブリックコメント制度実施要綱

平成20年9月1日

要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント制度に関する基本的事項を定めることにより、政策形成過程における市民等の行政参画を推進するとともに、市民等に対する説明責任を果たし、もって行政運営の透明性の向上を図り、市民参画型の公平公正で開かれた市政の実現を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント制度」とは、市の政策等（次条の規定によりパブリックコメント制度の対象となるものをいう。以下同じ。）を策定する過程において、案の段階でその趣旨、内容等を広く市民等に公表し、市民等にその案に対する意見を求め、その意見を考慮して市としての意思決定を行うとともに、市民等から提出された意見に対する市の考え方を公表していく一連の手続きをいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市の区域内に住所を有する者
- (2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市の区域内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 実施機関は、政策等の策定が次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント制度の手続を実施するものとする。

- (1) 市の基本的な政策を定める計画、個別の行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める方針又は計画の策定又は重要な改定
- (2) 市の基本的な方向性を定める宣言等の制定又は改廃
- (3) 前号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの
(対象の適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、政策等の策定が次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント制度の手続を実施しないことができる。

- (1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なものである場合
- (2) 実施機関の裁量の余地がないと認められる場合
- (3) 附属機関又はこれに準ずる機関において、意見聴取の手続が法令により定められている場合
- (4) 附属機関又はこれに準ずる機関において、パブリックコメント制度に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき、政策等を策定する場合

(公表時期及び公表資料)

第5条 実施機関は、第3条各号に掲げる政策等を策定しようとするときは、その意思決定前の適切な時期に、案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により案を公表するときは、市民等が理解しやすいよう、政策等の策定の趣旨、目的、概要その他参考資料を併せて公表するものとする。

3 実施機関は、第1項の規定により案を公表するときは、意見の提出先、提出方法、提出期間その他必要な事項を併せて明示するものとする。

(公表方法)

第6条 前条第1項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市が開設するホームページへの掲載

(2) 所管課、市役所行政情報資料室及び各支所情報公開コーナーにおける閲覧及び配布

2 実施機関は、必要に応じ、市が発行する広報紙への掲載等により、公表の周知に努めるものとする。

3 実施機関は、公表する案又はこれに関する資料が大量であることなどにより、その全部について第1項第1号の規定による市のホームページへの掲載による公表が困難な場合には、その一部を掲載しないことができる。この場合において、実施機関は、案及びこれに係る資料の全部について閲覧できる場所を、当該ホームページの中で明示するものとする。

(意見の提出)

第7条 実施機関は、第5条第1項の規定による政策等の案の公表の日から原則として30日程度の期間を設けて、政策等の案についての意見を受けるものとする。

2 意見の提出方法は、次に掲げるもののうちから実施機関が選択するものとする。

(1) 郵便

(2) ファクシミリ

(3) 電子メール

(4) 実施機関が指定する場所への直接の書面による提出

(5) その他実施機関が適当と認める方法

3 意見を提出しようとする市民等は、住所、氏名その他の必要な事項を明らかにしなければならない。

(意見の処理)

第8条 実施機関は、前条第1項の規定により提出された意見を考慮して、政策等の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときには、次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、公表することにより個人又は法人その他の

団体の権利又は利益を害するおそれのあるものについては、この限りでない。

- (1) 提出された意見の概要
- (2) 提出された意見に対する実施機関の考え方
- (3) 政策等の案を修正した場合における修正内容

3 前項ただし書きの場合において、公表することにより個人又は法人その他の団体の権利又は利害を害するおそれがある部分を除くことにより、公表しても個人又は法人その他の団体の権利又は利害を害するおそれがないと認められるときは、当該部分を除いて公表するものとする。

4 前2項の公表については、第6条の規定を準用する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年9月1日から施行する。
- 2 この要綱は、施行の日以後に実施機関が策定する政策等について適用し、施行の際現に立案過程にある政策等については、この要綱の規定は適用しない。ただし、実施機関において必要があると認めるときは、この要綱の規定に準じた手続きを実施することができる。

附 則（令和5年4月1日）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。